

### 3 国内発生早期（都内未発生）

#### ＜国内発生早期＞

- 都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態  
(都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

#### ＜目的＞

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

#### ＜対策の考え方＞

- 1 国内での感染拡大を止めるることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、区民への積極的な情報提供・相談対応を行う。

#### ＜実施体制＞

- 引続き、対策会議により、庁内の情報共有と調整を図りつつ、対策を推進する。
- 政府が緊急事態宣言を行ったときには、速やかに区対策本部を設置する。
- 緊急事態宣言がなされていない場合でも、発生状況が区民生活に多大な影響を与えていた場合など特に必要と認められる場合には区対策本部を設置する。

#### (1) サーベイランス・情報収集

平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時にサーベイランスを追加し、強化する。

#### (2) 情報提供・共有

他県で発生した新型インフルエンザ等に関する発生状況等の情報を迅速かつ正確に提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、引き続き、様々な媒体を活用した広報を行う。

また、区内の医療機関等の関係機関に対し、都内発生に備えた協力を依頼する。

- 国内での新型インフルエンザ等の発生及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、区民に周知し、区民への感染予防策の励行を呼び掛ける。  
また、発生状況など国や都の最新情報を、ホームページをはじめ区の広報媒体のほか、関係機関等の協力を得て、区民に情報提供する。（総務部、健康部、関係各部）
- 各事業者団体にファクシミリや電子メール等により情報提供し、傘下の事業者に対して区内で発生した場合の対応準備を依頼する。（文化観光産業部、関係各部）
- 区が公表した情報を一元的に管理し、ホームページに一括して掲載する。（総務部）

### (3) 区民相談

引き続き、台東区新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

### (4) 感染拡大防止

#### ア 感染拡大防止策の準備

引き続き、区民や事業者に感染予防策の周知を図るとともに、都内発生に備えた準備を進める。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。（健康部）
- 区内の学校・幼稚園、保育施設、及び高齢者施設等の社会福祉施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。  
(福祉部、教育委員会、健康部)
- 発生した道府県の感染者の重症度等を国や都、発生道府県から情報収集し、都内発生後の区の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。  
また、感染リスクが高い施設について、国や都の方針等に基づき区の方針を決定し、都内発生時の対応を準備する。（総務部、健康部）

#### イ 水際対策

発生地域への渡航自粛について、風評被害が惹起しないよう留意しながら、区民に呼び掛けるとともに、発生国からの入国者等に対する検疫所との連携を強化する。

- 引き続き、海外からの航空機、船舶から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。（健康部）

### (5) 予防接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

### (6) 医療

新型インフルエンザ専門外来を開設し、患者の受入れを引き続き行う。

- 都は、都内発生後の患者の増加に備え、新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。区は、必要な協力をう。（健康部）

- 病原性の程度や診断、治療に関する情報等、発生地域からの情報や院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関に提供する。(健康部)

#### (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

区内のライフライン、公共交通機関等に対し、流行の拡大に備えた準備を依頼すると共に、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、流行に備えた準備を進める。

- 都と連携して、区内の指定(地方)公共機関をはじめ、ライフライン事業者、公共交通機関等に対し、都内での発生、流行に備えた事業継続のための準備を依頼する。  
(総務部)
- 計画に基づき、高齢者や障害者等の要援護者への支援対策の準備を進める。(福祉部)
- ごみ収集について、引き続き都内感染期に備えた準備をする。(環境清掃部)
- 区民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて、地域の協力を得ながら、防犯の取り組みを進める。(総務部)
- 区施設において、感染拡大に備え、事業の縮小・中止を行うための準備を行う。  
(関係各部)
- 緊急事態宣言がされている場合には、都の情報を活用して、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。  
(区民部、文化産業観光部)